

平成15年4月22日

総合規制改革会議御中

文 部 科 学 省

平成15年4月15日付け「資料等提出依頼」について（回答）

平成15年4月15日付け「資料等提出依頼」について、下記のとおり、回答いたします。

記

1. 株式会社、NPO 等による学校経営の解禁について

（1）学校に関する「公設民営方式」の導入が容認されないことについて、保育、福祉等の分野においてはこれが容認されている現状を踏まえ、貴省の見解及びその理由を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

なお、その際は、本年4月から施行された構造改革特別区域法において既に容認されている特別養護老人ホームの公設民営方式については、保育所とは異なり、入所措置等が地方公共団体に留保されていないことにも留意されたい。

（回答）

1. 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者としての国民の育成を期して行われる公の性質を有するものであるので、学校の設置や管理運営については、国、地方公共団体等の公共的な性格を持つ主体が責任を持って行う必要がある。従って、学校の管理運営を第三者に対し、包括的に委託することは困難である。

このような公教育の水準の確保を図るため、公立学校については市町村、都道府県、国の適切な役割分担・協力のもと、教育公務員制度や給与負担制度等の各種制度が整備されているところである。

2. また、公立学校における学校教育は、保育等の事実上の行為に属するサービスの提供とは異なり、入学の許可、課程の修了の認定、卒業の認定、退学等の懲戒等、児童生徒

の教育を受ける権利に直接的に関わる処分性を有する措置と、これと密接不可分な日常的な教育活動から成り立っており、このようなことから、学校の管理運営を第三者に対して包括的に委託することは困難である。

3. なお、現行制度においても、地方自治体が建設した施設を学校法人に対し貸与し、当該学校法人が学校を開設して管理運営を行ったり、地方自治体が第三者と共同で学校法人を設立し、当該学校法人に地方自治体が建設した施設を貸与することにより、地域のニーズに応じた特色のある学校の設置運営を行うことは可能であり、地方公共団体等に対して、今後とも、このような手法について情報提供等の必要な支援を行ってまいりたい。

また、学校教育がより効果的に行われるために、外部資源の活用は有効であり、総合規制改革会議第2次答申における指摘を踏まえ、学校教育において外部委託が可能な範囲について、平成15年度中に検討することとしている。

保育所と特別養護老人ホームの入所措置の取扱いについては、文部科学省としてお答えする立場にないと考えるが、保育所への入所に関する事務が第三者に対して委託されないことについては、当該事務が、保育所が私立公立であるかを問わず、法律上市町村の事務とされているためであると認識している。

(2) 「特区において株式会社やNPO等が学校経営を行う場合、これらの経営主体を、憲法第89条に規定される『公の支配に属する教育事業』を行う者として、学校法人と同様に私学助成の対象とするためには、これらの経営主体に対し、学校教育法と私立学校法上の諸規制と同様の規制を課すことが不可欠である」旨の貴省のご説明について、当該「諸規制」というのは、両法におけるいかなる規定であるか、合憲であるための必要条件に限り、「限定列举」で、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(回答)

法律の規定に基づく学校法人及び学校に対する監督権限を列举すると下記の通りである。(これらの権限の前提として学校法人ないし学校が遵守すべき規範や認可等に係る基準(学校法人会計基準、大学設置基準や寄附行為の審査基準など)が存在する。)

なお、当省は、「学校法人の設置する私立学校において行われる教育事業」が、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法による「諸規制」を総合的に判断すれば、憲法第89条にいう「公の支配」に属している、という見解に基づき、学校法人に対し私学助成を交付しているところである。

学校法人に対する監督規定

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・寄附行為の認可(学校法人の設立認可) | (私立学校法第25条・第31条) |
| ・寄附行為の変更認可・届出 | (同 第45条) |
| ・収益事業停止命令 | (同 第61条) |

- ・学校法人の解散命令 (同 第62条)
- ・役員(理事・監事)の届出 (同法施行令第1条・施行規則第13条)
- (私立学校振興助成法に基づき私学助成が支出されるものに関する規定)
- ・補助金の減額・不交付 (私立学校振興助成法第5条・第6条)
- ・報告徴収・質問検査 (同 第12条)
- ・予算変更勧告 (同 第12条)
- ・役員解職勧告 (同 第12条)
- ・財務諸表の提出 (同 第14条)

学校に対する監督規定

- ・学校等の設置廃止等の認可・届出 (学校教育法第4条・同法施行令第23条・第27条の2・施行規則第2条)
- ・学長・校長の届出 (同 第10条)
- ・学校の閉鎖命令 (同 第13条)
- ・大学等の変更命令・勧告等 (同 第15条)
- ・報告書の徴収 (私立学校法第6条)
- (私立学校振興助成法に基づき私学助成が支出されるものに関する規定)
- ・収容定員是正命令 (私立学校振興助成法第12条)

(3) 昭和54年3月13日の内閣法制局長官による国会答弁では、「学校閉鎖命令、解散命令、特別の監督を総合すれば、現行の法体系は憲法第89条による公の支配という憲法の要請を満たしている」としているが、「公の支配に属する教育事業を行う者は、学校法人等でなければならず、株式会社等であってはならない」とはしていない。

したがって、憲法第89条が要請する「規制」は、本答弁において言及されている学校閉鎖命令等の「行為規制」のみで足りると考えられるが、当該「行為規制」と、貴省が主張する学校法人でなければならずとする「主体規制」との関連について、貴省の認識及びその理由を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(回答)

ご指摘の昭和54年の国会答弁は、学校法人に対し支出される私学助成が合憲であるか否か、について答弁しているものである。「主体規制」の必要性や他の法人に対する助成については触れていない。

【(参考) 昭和54年3月13日 参議院・予算委員会】

秦野章君 …法制局長官、私学に補助することは憲法八十九条に違反しませんか。

政府委員(真田秀夫内閣法制局長官) お答えを申し上げます。

憲法八十九条には、「公金その他の公の財産は、」途中省略いたしますが、「公の支配に属しない」「教育」「の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」と、こういう規定があるわけございまして、この規定につきましてはかねがね問題があることは確かでございますが、この憲法が審議されたいわゆる制憲議会においても、当時たしか佐々木惣一先生だっと思っておりますが、こういう規定は日本の教育制度の沿革なりあるいは日本の国情に合わないのではないかというような御議論があったようなことを記憶しております。また、例の憲法調査会でも非常に慎重な熱心な御議論があったように聞いております。

ところで、現行憲法がいま申しましたようにはっきり書いているわけございましてから、公の支配に属しない教育の事業に対しては公金は出してはいけないと、これは明らかなんです。ただ、問題は、公の支配に属するというのが、一体どの程度の監督なり支

配があれば憲法の要求を満たしたことになるのかという点にあるのだらうと思うのですが、そこで現行のいろいろな法制を見ますと、学校教育法には、学校監督庁が一定の場合には学校の閉鎖命令を出すことができるという規定もございます。また、私立学校法には、また一定の場合には所轄庁がその学校法人の解散命令を発することができるという規定もございます。これらの規定とあわせまして、私立学校法をつくりましたときに五十九条という規定を設けまして、そして、私立学校に対して国が助成をした場合には人事、会計等について監督ができるという規定を設けまして、まあこれらの規定を総合的に判断すれば、憲法八十九条の公の支配に該当すると見ていいだらうという評価をいたしまして、そして、その後年々私学助成の予算も組みまして、国会の議決も経ているわけでございますし、また、昭和五十年には、ただいま申しました私立学校法の五十九条と大体同じ趣旨の単行法として私立学校振興助成法という法律が議員立法で成立いたしております。

そういう経過でございますので、私はもういまや現行の法体制のもとにおいては私学に対して国が助成をすることは憲法上も是認されるのだという解釈がこれはもう肯定的に是認され、かつ確立したというふうに考える次第でございます。

(中略)

それから八十九条と私学に対する助成との関係は、それは憲法八十九条に言っている公の支配の公のその中にどの程度であれば公の支配と言えるかというまた解釈の幅があって、その解釈の幅といたしまして、いまの学校の閉鎖命令とか、学校法人に対する解散命令とか、あるいは助成を受けた場合の特別の監督とか、それを総合すれば現行の法令体系は八十九条に言う公の支配という憲法の要請を満たしているというふうに解釈されると、こういう意味でございます。

(4) 私立学校振興助成法附則第2条に基づき、当分の間学校法人となることを要しない「学校法人以外で盲学校、養護学校又は幼稚園などの私立の学校を設置する者」に対し私学助成金が交付されている事例について、以下の諸事項を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

交付先(具体的な名称)

交付時期

交付金額(各年度毎)

学校法人化しなかった案件について、交付された助成金の取扱い
憲法第89条に照らして、これらの学校法人化しなかった案件に

(回答)

～ について

別紙のとおり

について

学校教育法第102条に規定する学校(以下「102条校」という。)が学校法人化を志向して都道府県から補助金の交付を受けたものの、期限内に学校法人化できなかった場合でも、その間に当該学校に交付された補助金については、都道府県から当該102条校に対して返還を求めることまではしていない。

について

期限内に学校法人化できない102条校が存在することについては遺憾であるが、補助金交付を受けている期間中、当該102条校に対しては学校教育法、私立学校法、私

立学校振興助成法による必要な監督及び規制が及んでいることから、憲法第 89 条に照らして特段の問題は生じないものと考えている。

(5) 昭和 24 年の法務省回答によると、「憲法 89 条は、特定の宗教等に左右されないよう、慈善教育、博愛の事業について制約を設けたのであり、政教分離原則、公金の乱費防止を目的としている」としている。

これが未だに「政府見解」として有効であるとすれば、現在、仮に宗教学校に対する補助金の支出（宗教教育を行う者の人件費や宗教教育に関する施設に対する公金の支出）の実態があるとすれば、それは上記「政府見解」と抵触する可能性もあると考えられる。

上記実態、及びそれが「政府見解」と抵触するか否かに関し、貴省の見解及びその理由を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(回答)

教育基本法において、私立学校は宗教教育を行うことが認められており、私学助成は、宗教教育を行う私立学校に対しても支出されている。しかしながら、この助成は当該私立学校が行う宗教を助長するために支出されているものではなく、当該私立学校の教育条件や経営の健全性の維持向上、在学生の経済的負担の軽減などのために、他の私立学校と同様の条件で支出されているものであるため、憲法第 89 条の前段にも後段にも抵触しないものと考えている。

【(参考)平成 2 年 4 月 26 日 参議院・内閣委員会】

政府委員（大森政輔内閣法制局第一部長）御承知のとおり、私立学校法五十九条、国は教育の振興上必要があると認める場合には、学校法人に助成をすることができる、この規定を踏まえまして私立学校振興助成法に基づきまして宗教系の私立学校に対しましても補助が現実になされているわけでございます。

この場合にも、宗教系の私立学校については宗教的な側面というものがあるわけですが、宗教系の学校に対する補助は宗教的な側面に着眼してその宗教に対する援助、助長ということを出されているのではございませんで、そこで行われている私立学校の教育条件の維持向上、そして私立学校に在学する児童、生徒、学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、そして私立学校の経営の健全の確保という一般的な目的からなされているもので、私どもはそれは現行憲法の八十九条に違反しないというふうに解しているわけでございます。

なお、ご指摘の昭和 24 年の法務調査意見長官の回答は、憲法第 89 条後段の趣旨について「公金がこれらの事業を援助するという美名のもとに濫費されること、公の機関がこれらの事業に不当な干渉を行う動機を与えること、あるいは政教分離の原則にもとること、さてはこれらの事業が時々の政治勢力によって左右され事業の本質に反するようになること等」の弊害を防止することであるとしており、政教分離の原則を徹底することのみをその趣旨とはしていない。さらに、「公の支配に属する」ことを求める趣旨について「公の機関がこれらの事業を行うことは何等差し支えなく、さらに公の機関が自ら事業を行っているような実質を具えているものの場合にあってはこれに対して援助を与えることは格別支障もない」とも述べている。

当省としては、学校教育法、私立学校法、私立学校振興助成法の適用を受ける私立学

校ないし学校法人について、「公の支配」に属しているものとして私学助成を支出しているところである。

【(参考)憲法第八十九条の解釈について(昭和24年2月11日法務調査意見長官回答)】

憲法第八十九条は、その前段において宗教上の組織もしくは団体の使用、便益もしくは維持のため、後段において公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業に対してそれぞれ公金その他の公の財産を支出し、もしくは利用に供してはならないと定めている。先ず前段においてその立法趣旨を考察するに、憲法第二〇条は信教の自由を保障するとともに、国およびその機関の宗教的な活動を一切禁止するなど政教の分離を宣言している。この政教分離の原則は、当然国家の宗教団体に対する援助の禁止を含むのもであって、憲法第八十九条前段の規定はその旨を財政面から明確にしているものである。次に、同条後段の規定は左に述べる趣旨に出ずるものと解する。一般に慈善教育もしくは博愛の事業は、これを民間人が行う場合、つとめて公の機関からの干渉や掣肘を排して民間人たる事業者自身の創意と責任とにおいて従ってその者自身の費用をもって行われるべきものである。またこれらの事業はややもすれば特定の宗教や社会思想等に左右され易い傾向があることはその性質上充分認めるところである。勿論このような傾向自体を好ましくないというものではないが、このような傾向のある事業に対して公の機関が援助、特に財政的援助を与えることは次に述べるような種々の弊害の原因を生むに至ると考えられる。すなわち、公金がこれらの事業を援助するという美名の下に濫費されること、公の機関がこれらの事業に不当な干渉を行う動機を与えること、あるいは政教分離の原則にもとること、さてはこれらの事業が時々政治勢力によって左右され事業の本質に反するようになること等がそれである。こうした事態は回避せねばならないので憲法はこれらの事業に対する公金その他の公の財産の支出、利用を禁止しているのである。これに反して、これらの事業のうちには官公立のものも存在するように公の機関がこれらの事業を行うことは何等差し支えなく、さらに公の機関が自ら事業を行っているような実質を具えているものの場合にあってはこれに対して援助を与えることは格別支障もないところである。この故に憲法は「公の支配」に属しないこれらの事業に限って公金の支出を禁じているのである。

右に述べた趣旨からすれば、憲法第八十九条にいう「公の支配」に属しない事業とは、国または地方公共団体の機関がこれに対して決定的な支配力を持たない事業を意味するのであると解する。換言すれば「公の支配」に属しない事業とは、この構成、人事、内容および財産等について公の機関から具体的に発言、指導または干渉されることなく事業者が自らこれを行うものをいうのである。

2. 大学・学部・学科の設置等の自由化について

(1) 米国において、私立学校が学位の種類・学問分野の変更を伴う学部・学科を設置する場合に、許可が必要な州及び不要な州の双方について、具体的かつ詳細に御教示いただきたい。

(回答)

米国においては、州によって設置認可制度が異なるが、これまでに判明したところは以下のとおり。

ニューヨーク州

私立大学が新たな学位の創設及び教育プログラムの学問分野の変更を行う場合等には、認可が必要。

ヴァージニア州

州立大学と同様、ヴァージニア州法上の規定に従い、州（ヴァージニア州高等教育評議会[State Council of Higher Education for Virginia]）の許可が必要。

新課程の学生受け入れを始める前（学生受け入れの許可）と、学生受け入れ開始後2年以内もしくは新学位を授与する前に、新課程設置の正式許可を申請し、審査の上許可を受ける。（典拠：Regulations Governing the Approval of Certain Institutions to Confer Degrees, Diplomas and Certificates [8 VAC 40-30-10], Code of Virginia [Chapter 21, Sections 23-265 ~ 23-276]）

イリノイ州

州立大学と同様、州（イリノイ州高等教育委員会[State of Illinois Board of Higher Education]）の許可が必要。州法の「私立大学法（the Private College Act, 1945年）」と「学位授与機関法（Degree-Granting Institutions Act, 1961年）」による。

上記2つの法律により、1961年以降に創設された私立大学は新課程を設置するにはそれぞれの課程について許可を受ける必要がある。

課程開設後も高等教育委員会は定期的に課程審査を行い、許可を取り消すことができる。（州立大学の場合は、許可を取消す権限は高等教育委員会にはないので、私立大学の方が教育委員会による拘束が厳しい。）

アラバマ州

州立大学は新課程を設置する際には州（アラバマ州高等教育委員会[Alabama Commission on Higher Education]）に申請し、許可を得なければならない。原則として、審査が終わるまで（10か月）は、新課程の開講は認められない。（アラバマ州高等教育委員会作成、Procedures for the Evaluation and Review of New Programs of Instruction）

カリフォルニア州

カリフォルニア州では私立大学は、学校創設時に州（カリフォルニア州私立中等後および職業教育局 [Bureau for Private Postsecondary and Vocational Education]）の許可を受けた後は、毎年義務付けられている年次報告で授与学位の種類を報告することが義務付けられているが、新課程の創設に伴う手続き・義務は明記されていない。ただし、大学がアクレディテーションを受けた際にはその目的と結果を報告することが義

務付けられているので、事実上、授与学位や専攻分野の変更を伴う新課程の創設は州に報告されていることになる。(典拠：Private Postsecondary and Vocational Education Reform Act)

ハワイ州

ハワイ州の新課程の設置については、大学学長が計画をハワイ大学理事会に申請し、その承認を得なければならないが、新課程設置の必要性や内容については大学内部で検討され、理事会では主に大学予算に関する検討が行われる。新設された課程は最初の学位を授与するに至った時点で、改めて大学内部の審査会の審査を受け、その結果に基づき、大学学長が理事会に正式認可を推奨、認可を受ける。(Administrative Procedures Information System, Board of Regents Policies, Chapter 5)

(2) 学部・学科の設置にあたって、仮に、学位の種類・学問分野の変更を伴うか否かによって、手続き上、重大な差異を生じるような外国の例があるとするば、それについて具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

(回答)

例えば、ヨーロッパの主要国の制度の概要は以下のとおり。

- (1) フランスでは、学位授与権を有する私立大学はなく、実質的に全てが国立大学である。国立大学における学部に対応する「教育・研究単位」は、国民教育省令によって設置される(教育法典第 L.713-1 条)。「教育・研究単位」に置かれる専攻課程の種類(授与する学位の種類)については、大学の申請に基づき国が認可する(同第 L.613-1 条)。
- (2) ドイツでは、私立大学は学生数の 2% を占めるに過ぎず、州立大学が大部分を占める。州立又は私立大学の学部・学科における学修課程について定められる試験規程(標準修業年限、試験手続き等を規定)については、州の認可を得る必要があり(高等教育大綱法第 16 条)、学修課程の設置・変更には実質的に州の認可が必要である。
- (3) イギリスでは、伝統的に大学は国王の勅許状や法律により設立されたものであるが、運営費の大半を公財政によって負担されており、実質的に国立大学に相当するものと考えられる。学部等の設置改廃については、大学の判断に委ねられているが、学生数が政府の補助金配分の基礎的な条件となっているため、実質的に国の関与に係らしめられている。

(3) 学部・学科の設置手続きに関し、学問分野に係る伝統的な「分類」に、重大な効果(許可の要否)を持たせることの必要性について、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

仮に、その必要性を主張されるのであれば、「既存の工学部の機械工学科及び電気学科における教員が、新たに設置しようとする建築学科の企画構想をする場合」が、「既存の工学部化学工学科の教員が、新たに設置しようとする理

学部化学科を企画構想する場合」よりも、「教員が適切に判断できる」とする論拠を、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

(回答)

1 . 今回行った大学等の設置認可の弾力化については、設置認可の制度趣旨が学位を授与するに相応しい教育課程・教員組織等があるか否か、換言すれば、消費者である学生が享受するに足る教育サービスの質が確保されているかを判定することにかんがみ、設置認可時に授与することが想定された学位の種類や分野を超えない場合であれば、改めて大学側に負担を課して認可を求める必要はないとの考え方に立ったものである。

2 . この基本的な考えの下に、届出で設置が可能かどうかの基準については、中央教育審議会における学問研究上の専門的な見地からの御審議も踏まえて、文部科学大臣告示で以下のように規定している(本年4月1日から施行)

まず、

(1) 学問体系が確立した17の学問分野に属する学部等を有する大学は、当該分野の範囲内であれば、新たな学部等の設置は届出で足りること。

(17の分野)

文学関係、 教育学・保育学関係、 法学関係、 経済学関係、 社会学・社会福祉学関係、 理学関係、 工学関係、 農学関係、 獣医学関係、 医学関係、 歯学関係、 薬学関係、 家政関係、 美術関係、 音楽関係、 体育関係、 保健衛生学関係

これは、17それぞれのカテゴリー内の変更であれば届出で足りることの明確化を申請者に対して図ったものであり、大学が急速な社会の変化や学問の進展に対応した組織改編を行う場合には、この区分には依り難い場合も当然生じるものと想定される。

3 . そこで、この基準においては、さらに、

(2) 既存の学部等を基礎として、上記の17のカテゴリーに依り難い学際融合的な学部等を設置する場合にあっても、一定の条件の下に届出を可能(既設の学部等の教員から、申請される学部等の設置基準上必要な専任教員数の2分の1以上が移行する場合には、届出で足りること)としている。

この基準によれば、「既存の工学部の機械工学科及び電気学科における教員が、新たに設置しようとする建築学科の企画構想をする場合」には、ともに工学の学位の範囲内であることから、建築学科のカリキュラムの編制、必要な教員の確保等が適切に担保されることが考えられることから、届け出で足りるとしているものである。

4 . また、御指摘の「新たに理学部化学科を設置」する場合というのは、

既存の理学部に新たに化学科を設置する場合

理学部を新設し、当該学部の学科として化学科を設置する場合

の2つの場合に分類される。

の場合、既に理学部が設置されており理学の学位を授与するに足る体制が整備され

ていることから、化学科の設置に当たっては当然ながら認可不要となる。

一方、 の場合、単に化学科のみを設置するのではなく、理学部そのものの新設に当たる。学部は学科とは異なり教育研究上の基本となる組織であり、教育研究上必要な規模・内容を有することが求められるなど、学科とは大学制度上位置付けが異なっている。このため、工学部化学工学科があるからという理由のみで届出とするのではなく、認可を経ることで教員組織等の適切さを判断することとしている。

ただし、新設学部に関わる学問分野における教育研究を担う中核的教員が適切に確保される（上記の2分の1の条件を満たす）のであれば、認可は不要となる。

（４）届出が認められる場合として、上記（３）の「工学部において建築学科をつくるような場合」と、「学部・学科の教員から、新たな学部・学科の教員基準の2分の1以上が移行する場合」の双方について、事前届出書を受理した際の貴省における具体的な審査内容について、具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

（回答）

御指摘の2つの事案ともに、学校教育法第4条第2項の「届出」に該当する。

一般的に届出の場合には、以下の から の観点から審査を行う。

届出が「届出」事項に該当しているかどうか

届出書類が形式的な要件を満たしているかどうか

学部・学科等の新設内容が大学設置基準等の法令に定められた専任教員数や校舎面積基準等に適合しているかどうか

届出内容が ~ のいずれの観点からも適当であると認められる場合には、大学に対し届出内容が法令に適合していることを伝達する。

に該当していない場合、大学に対し「届出」事項ではないことを伝達する。

に該当していない場合、大学に対し形式的な要件を満たしていないことを伝達する。この場合、大学側は形式的な要件を満たすべく書類の修正等を行うこととなる。

一方、 において、届出内容が法令に適合していないと認められる場合、文部科学大臣は届出書を受け取った日から60日以内に、同条第3項の規定により、改善に向けた必要な措置を、大学設置・学校法人審議会に諮問して、その議を経た上で講じることとなる。この場合、大学側は学生受入れまでに改善に向けた必要な措置を講じなければならないこととなる。

（５）大学設置基準について、米国の代表的な州において「校地基準面積」や「校地・校舎の自己所有要件」を有している例があれば、その内容について具体的かつ詳細に御教示いただきたい。

（６）諸外国の例で、校舎・校地の自己所有を義務付けている国とそうでない国の

双方について、御教示いただきたい。

(回答)

1. 当方において、州政府担当者から直接事実確認ができたカリフォルニア州、テキサス州、ノースカロライナ州の3州については、校地面積に係る定量的な基準や校地・校舎の自己所有を求めてはいない。

ただし、例えば、カリフォルニア州においては、認可基準において、申請された教育プログラムを実施するのに十分な施設・設備等を備えていることが求められている。

また、例えば、ヴァージニア州では、新課程新設の場合に図書館の面積の申告を義務付けるなど、州によっては大学の施設設備に関する数量の申告を義務付けている場合がある。また、同州では、土地・建物等の資産価値の報告を大学に義務付けている。

2. また、ヨーロッパにおいては、上記2(2)で説明した通り、フランスでは実質的に全てが国立大学であり、校地面積基準や校地・校舎の自己所有の義務付けは必要ないため、これに係る基準等は存在しない。なお、学位授与権を有しない私立の高等教育機関であっても、国立大学並みの条件を備えていることが認知された「自由学部」の名称を持つとする場合には、専攻別に校舎の自己所有が義務付けられている。

イギリスにおいては、新たな大学の設置認可は個別に審査されるが、新設に当たっての校地基準、校地・校舎の自己所有の規定は、近年の主な高等教育法には見当たらない。

ドイツにおいては、認可時に「大学建設大綱計画」における校舎面積の基準が参考とされる。同計画における専攻領域別の学生1人当たりの校舎基準面積は以下のとおり。なお、校地・校舎の自己所有を要しない例がある(ベルリン市。他州については未確認)。

人文科学	: 4 ~ 4.5 m ²
自然科学、工学、農業、森林、栄養等	: 15 ~ 18 m ²
獣医学	: 31 ~ 37 m ²
教員養成(教員養成大学を含む)	: 5.4 m ²
芸術大学	: 12 m ²

3. また、韓国では、「大学設立運営規程」(1996年大統領令)において以下を規定。

(1) 校舎基準面積(学生1人当たりの基準面積)(同規程第4条第3項 別表3)

人文・社会科学	12 m ²
自然科学	17 m ²
工学	20 m ²
芸術・体育	19 m ²
医学	20 m ²

(2) 校地基準面積(同規程第5条第1項 別表3)

学生400人以下	校舎建設面積以上
学生401人~1,000人未満	校舎基準面積以上
学生1,000人以上	校舎基準面積の2倍以上

(3) 自己所有要件(同規程第2条第5項)

設立主体の所有でなければならない旨規定。

(7) 学生が大学の選択を行う際に大学が必要な「情報公開」について、今後貴省が行う政策の方向性・方針等について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(回答)

教育研究活動等の状況についての情報公開については、大学設置基準第2条の2において義務付けられているところであり、自己点検・評価の実施及び公表や認証評価の実施等とともに、各大学が公共的な機関としてその社会的な責任を十全に果たすよう、積極的な取り組みを促進してまいりたい。

(8) 大学に関し、校地面積基準や校地・校舎の自己所有要件等を課すことが、大学教育の質の向上に資するという点について、具体的な根拠をご教示頂きたい。

具体的には、

校地面積について「学生1人当たり10平方メートル」等を基礎とする新たな基準の根拠

(回答)

1. 校地基準面積については、ゆとりあるキャンパスライフの実現、研究面の充実、生涯学習へのニーズへの対応などの見地から、また、校地・校舎の自己所有要件については、学校法人の経営の安定性・継続性の確保の見地から設けており、消費者たる学生の享受する教育サービスの質の維持向上を図る上で重要な役割を果たしている。

2. また、今回の校地基準面積の改正は、貴会議の答申等を受けた中央教育審議会における審議を踏まえ、従来の校地基準（校舎面積の3倍）について、必要最低限の校地を求めつつも、実態を踏まえた大幅な緩和を行い、学生1人当たり10㎡とした制度改正を行い、本年4月から施行したところであり、この改正によって、いずれの学部も校地基準面積の緩和が図られることとなる。

(8)

校地面積基準や校地・校舎の自己所有要件等により、利用者のニーズに反して、都市部の利便性の高い場所に新しい大学を立地することができず、結果的に、過去に土地を所有している大学が、競争に晒されることなく、保護されているという弊害について、貴省として認識されているか否か

(回答)

1. 校地基準面積については、ゆとりあるキャンパスライフの実現、研究面の充実、生涯

学習へのニーズへの対応などの見地から、また、校地・校舎の自己所有要件については、学校法人の経営の安定性・継続性の確保の見地から設けており、消費者たる学生の享受する教育サービスの質の維持向上を図る上で重要な役割を果たしている。

2. 校地基準面積や校地・校舎の自己所有要件の存在が、大学の新規参入を阻害し、量的拡大に支障が生じているかどうかについては、校地基準等を有しない諸外国に比べて、我が国の大学の増加率が高いことから、必ずしも直接の相関関係はないものとする。
3. また、今般の制度改正により、校地基準面積については、狭隘等の理由により土地の確保が困難な都市部も含めて学生1人当たり10㎡と大幅に緩和を図るとともに、校地の自己所有割合については、これまでの校地基準面積の2分の1以上から、校舎基準面積相当分以上に緩和するほか、従来認めていなかった校舎の借用も国又は地方公共団体等の所有する建物を借用する場合には可能とする等、一層弾力化を図ったところである。
さらに、利用者のニーズに応じた大学教育の提供という観点から、本年3月に改正された大学設置基準等において、校地基準によらずに都市部の利便性の高い場所にサテライト教室の設置ができることとなっており、柔軟な対応を可能としたところである。
4. なお、「過去に土地を所有している大学が、競争に晒されることなく、保護されているという弊害」との貴会議の主張については、多くの私立大学は、18歳人口の減少等厳しい環境の中で適切な教育サービスの提供に努力していると認識している。

(8)

これらの規制を、大学教育に関するサービスの利用者たる学生が、自ら選択できるよう、学生に対し情報公開するよう義務付けるとの規制に置き換えることにより、どのような不都合が生じるか

(回答)

1. 貴会議の主張するところの、大学・学部・学科の設置に当たり、事前関与を一切排除し、完全に自由化(以下「完全自由化」と言う。)すれば、大学の質の保証は全て事後チェックに委ねられ、事後チェックまでの間の一定の教育研究条件を確保する制度的な担保は一切ない。

このため、「完全自由化」にあっては、以下のような弊害が生じるものとする。

事後チェックにより大学として「不適合」と認定される事案が生じる可能性が多分にあり、他大学への転学に係る時間的・金銭的負担等の甚大な不利益を学生が被るおそれがある。

また、この不利益は、その性質上、事後的回復に馴染むものでなく、金銭賠償によって容易に解決されるものではない(改めて他大学に入学したくとも、その時点での個人的事情等により不可能な場合もあり得る)。

さらに、これらの損害は全て「自己責任」により学生に帰着するものとする考えは不適切であるとする。

大学の質の維持向上に努めている世界的潮流に逆行する極めて異質な「完全自由化」の導入により、学位の濫発が誘発され、我が国の高等教育システムの信用が失墜するおそれがある。

2．御指摘の「情報公開」については、以下のような問題があると考えます。

「完全自由化」にあつては、設置後事後チェックまでの間の大学の質の制度的保証はないから、当該大学の提供する情報の信頼性・確実性の担保もなく、消費者たる学生が安心して適確な情報を確実に取捨選択することは困難なおそれがある。

日々複雑化・高度化する学問の進展の中で、高校生等が大学が提供する極めて多岐に亘る学問分野を全て適確かつ迅速に判断し、選択の結果を全て「自己責任」として高校生等に帰せしめることは、必ずしも適当ではないと考える。

3．我が省としては、諸外国と同様に、必要最小限の事前関与としての設置認可と、第三者評価制度の組合せにより大学の質を担保することが適切であり、設置認可の弾力化（本年4月から実施）の趣旨の徹底、信頼性・透明性の高い第三者評価制度（来年度から実施予定）の確立・定着を図ってまいりたい。

(別紙)

1 0 2 条 校 へ の 補 助 状 況

都道府 県名	幼稚園名	設置 区分	設置者	学校法人名	志向年度	学校法人 化年度	補助金額(千円)				
							平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
山形	千歳幼稚園	宗	日本基督教団山形六日町教会	山形つのはえ学園	12	14				7,539	7,517
山形	光華幼稚園	宗	正願寺		11				9,635	11,981	11,424
山形	若葉幼稚園	宗	日本基督教団鶴岡教会	キリスト教若葉学園	10	15		5,479	5,289	4,682	4,472
山形	さゆり幼稚園	宗	日本基督教団山形本町教会	山形キリスト教学園		11	8,621	7,604			
山形	大谷幼稚園	宗	専称寺	専称寺学園	7	10	11,726				
福島	郡山幼稚園	個	磯目紀子	-	10	13×		7,454	6,542	5,723	
福島	わかぎ幼稚園	個	小名川年雄	杜の子学園	11	11			7,974		
栃木	静和幼稚園	個	柿沼マツ	静和学園	10	10		8,316			
栃木	今市幼稚園	宗	如来寺	如来寺学園	12	12				19,712	
東京	サンシティ聖母幼稚園	宗	カトリック・カリタス修道会	カリタス聖母	6	11	17,443	19,127			
東京	ときわ幼稚園	個	明角喜與子	明角学園	7	11	18,043	18,151			
東京	前沢幼稚園	個	小金井明子	小金井学園	7	10	22,649				
東京	江東めぐみ幼稚園	個	亀井利雄	亀井学園	8	11	42,229	47,591			
東京	八潮幼稚園	社	八潮会	-	8	11×	6,321	12,139			
東京	立川藤幼稚園	個	加藤幹夫	みんなのひろば	8	10	38,687				
東京	矢の口幼稚園	個	角田平	子どもの森	8	11	32,455	33,279			
東京	あさひ幼稚園	個	森ちよ	東京森学園	9	12	16,332	20,929	21,343		
東京	淡島幼稚園	宗	森巖寺	-	9	14×	20,407	21,858	23,559	22,469	23,951

1 0 2 条 校 へ の 補 助 状 況

都道府 県名	幼稚園名	設置 区分	設置者	学校法人名	志向年度	学校法人 化年度	補助金額(千円)				
							平成 9年度	平成 10年度	平成 11年度	平成 12年度	平成 13年度
東京	聖母の騎士幼稚園	宗	カトリック コンベンツアル 聖フランシスコ修道会	聖コルベ学園	9	13	22,858	23,783	23,936	21,668	
東京	緑ヶ丘幼稚園	宗	氷川神社	緑ヶ丘学園	9	12	12,862	15,539	17,234		
東京	練馬幼稚園	個	安蔵新之助	安蔵学園	9	10	45,521				
東京	黒田幼稚園	個	黒田清	-	9	13×	11,225	11,161	12,823	15,710	
東京	千鶴幼稚園	個	宇田川鶴之祐	宇田川学園	9	11	25,137	26,459			
東京	三鷹みずほ幼稚園	個	加藤幸生	加藤文化学園	9	10	13,728	14,936			
東京	つくし野天使幼稚園	宗	カトリックお告げのフランシスコ修道会	つくし野学園	9	11	18,721	20,007			
東京	飛鳥すみれ幼稚園	個	中川信江	飛鳥学園	10	11		16,757			
東京	進幼稚園	個	加藤幸市	ひまわり学園	10	14		29,925	28,106	30,726	32,622
東京	はなぞの幼稚園	個	横田廣一		10			19,550	19,899	19,881	23,000
東京	専念寺若草幼稚園	宗	専念寺	専念寺学園	10	12		11,517	13,065	11,824	
東京	田端さくら幼稚園	個	多家雅子	隆志学園	11	13			17,335	17,499	
東京	あやめ幼稚園	個	吉田岩夫	葛飾吉田学園	11	13			27,451	27,760	
東京	府中白百合第二幼稚園	個	亀井鶴松	亀井啓進会	11	13			25,614	29,146	
東京	調布白菊幼稚園	個	吉田義治	東京キッズ学園	11	13			31,527	35,178	
東京	田無いづみ幼稚園	個	小林保	いづみ学園	11	14			19,964	19,932	20,043
東京	みずほ幼稚園	個	本橋良江	みずほ学園	12	14				30,006	25,578
東京	竹塚幼稚園	個	坂田富吉	竹塚学園	12	14				17,938	17,886
東京	府中白糸台幼稚園	個	平田嘉助	平田学園	12	14				29,544	30,436
東京	小平神明幼稚園	宗	小平神明宮		12					36,236	35,805

1 0 2 条 校 へ の 補 助 状 況

都道府 県名	幼稚園名	設置 区分	設置者	学校法人名	志向年度	学校法人 化年度	補助金額(千円)				
							平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
東京	久米川幼稚園	個	町田欣一		12					24,770	23,656
東京	明成幼稚園	個	濱野重男	浜の真砂学園	12	14				16,200	16,133
東京	板橋富士見幼稚園	個	安見七郎		13						15,008
東京	平尾わかば幼稚園	個	石井金治		13						12,180
神奈川	東寺尾幼稚園	個	亀井和子	咲学園	9	10	8,886				
神奈川	白幡幼稚園	個	田尻トシ子	横浜アイリス学園	6	10	13,468				
神奈川	プリンス幼稚園	個	田辺雅文	明瞳館	9	15	9,126	8,395	7,940	8,168	11,411
神奈川	あゆみ幼稚園	個	松村祥男	あゆみ学園	4	9	10,592				
神奈川	川崎頌和幼稚園	宗	日本基督教団川崎教会	川崎キリスト教学園	7	13	11,920	11,480	10,224	10,852	
神奈川	新玉幼稚園	宗	カトリック横浜司教区	聖トマ学園	6	10	14,401	12,852			
神奈川	広田幼稚園	個	広田信明	広田学園	10	11		23,070	21,644		
神奈川	星が丘幼稚園	個	桐生典明		10			11,803	13,081	13,081	12,793
神奈川	聖クララ幼稚園	宗	カトリック・アトメント会		12					13,206	16,123
大阪	北恩加島	個	岡田稔	北恩加島学園	7	9	20,619				
大阪	藤井寺カトリック	宗	カトリック大阪大司教区	大阪聖マリア学園	8	10	27,304	27,304			
大阪	瑞光第二	個	山野尚榮	山野学園	12	13				33,354	28,928
大阪	瑞光	個	山野尚榮	山野学園	13	13					54,032
大阪	都島中野	個	野々村明子	さくら学園	13	13					15,544
香川	相愛幼稚園	個	榎本恭弘	相愛学園	10	14		18,516	20,717	22,881	24,187
福岡	金山団地幼稚園	個	筑紫尚純	筑風学園	4	10	8,663				
福岡	光沢寺中井幼稚園	宗	藤岡佐規子	晴光学園	5	11	10,966	11,661			

1 0 2 条 校 へ の 補 助 状 況

都道府 県名	幼稚園名	設置 区分	設置者	学校法人名	志向年度	学校法人 化年度	補助金額(千円)				
							平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
福岡	宝福寺幼稚園	個	天野信子	藤祥山学園	5	11	9,496	7,998			
福岡	赤間くるみ幼稚園	個	秋山イチ子	秋山学園	6	10	21,862				
福岡	白川幼稚園	個	池田英明	池田学園	6	12	14,285	12,677	13,448		
福岡	苅田第一幼稚園	個	和田健一郎	和田学園	7	13	9,519	9,329	10,318	11,756	
福岡	崇樹寺豊原幼稚園	宗	崇樹寺	崇樹学園	7	11	7,717	7,947			
福岡	恵泉幼稚園	宗	日本福音ルーテル箱崎教会	福岡ルーテル学園	10	13		13,927	15,527	16,230	
福岡	乳山幼稚園	個	三島幸子	三島学園	11	14			10,264	11,794	17,257
福岡	笹丘カトリック幼稚園	宗	聖アウグスチノ修道会	聖マリア学院	11	14			17,463	15,525	21,290
福岡	ありた幼稚園	個	末松一美	松愛学園	12	14				44,278	48,299
福岡	飯倉幼稚園	個	牛島伸夫		13						30,412

- 1 学校法人化年度欄に×を付しているものについては、学校法人化を断念した年度を記載してある。
- 2 各都道府県に求めている文書保存期間から、平成9年度以降の状況について調査した。
- 3 盲・聾・養護学校については、平成9年度以降学校法人化したものはない。